

平成 26 年度環境技術実証事業
閉鎖性海域における水環境改善技術分野 第 1 回 技術実証検討会 審査結果記入用紙

次の各評価項目に対して審査してください。

審査委員名: _____

評価項目		製鋼スラグ製品による藻類成長促進技術	酸化マグネシウムによる底質改善技術
形式的要件	1 申請技術が「ETV事業の対象技術分野」に該当するか※【補足】	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	2 申請内容に不備はないか	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	3 商業用段階にある技術か	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	4 試験終了後、原状回復が可能か	適 ・ 不適	適 ・ 不適
実証可能性	5 予算、実施体制等の観点から実証が可能か	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	6 実証試験計画が適切に策定可能か	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	7 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能か	適 ・ 不適	適 ・ 不適
環境保全効果等	8 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能か	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	9 原状回復が困難となるような、副次的な環境問題等が生じないか	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	10 環境保全効果が見込めるか	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	11 先進的な技術であるか	適 ・ 不適	適 ・ 不適
	12 技術に独自性が見られるか	適 ・ 不適	適 ・ 不適
総合評価	平成26年度の対象技術として選定するか (※座長が記入するため、記入は不要)	適 ・ 不適	適 ・ 不適
※【補足】「ETV事業における対象技術分野」とは？ (1) 水質及び底質を現地で改善する技術 ① 「水質の改善」は、海域に関する生活環境項目の改善とする。 ② 「底質の改善」は、有機物、硫化物などの改善及び窒素・リンの溶出抑制とする。 (2) 生物生息環境の改善に資する、海域に直接適用可能な技術 ① 藻場・干潟の保全・再生技術 ② 貧酸素水塊・青潮の発生、赤潮の発生等、生物生息環境の悪化をもたらす現象を抑制・解消する技術 ③ その他、生物生息環境を改善する技術			

※「1. 申請技術がETV事業の対象技術分野に該当するか」、「2. 申請内容に不備はないか」については、事務局で判断し予め「適」としている